

## 第 7 回建築基準制度部会後の委員意見について

共同意見 . . . p. 1

(芦原委員)

(河野委員)

(後藤委員)

(宮原委員)

# 「効率的かつ実効性のある確認検査制度等のあり方」に関する追加意見

平成 25 年 10 月 2 日

(公社) 日本建築家協会 芦原太郎  
(一社) 日本建設業連合会 河野晴彦  
(公社) 日本建築士会連合会 後藤伸一  
(一社) 日本建築士事務所協会連合会 宮原浩輔

## — 目次 —

### ■構造計算適合性判定における審査方法・審査体制

- 意見 1 ◆構造適判に関する事前相談の推進・・・・・・・・・・(P 2)
- 意見 2 ◆構造適判機関の指定の合理化—1・・・・・・・・・・(P 2)
- 意見 3 ◆構造適判機関の指定の合理化—2・・・・・・・・・・(P 3)
- 意見 4 ◆構造適判と建築確認の同一機関での審査を可能とする制度の創設・・・・・・・・(P 3)

### ■構造計算適合性判定の対象

- 意見 5 ◆構造適判の対象建築物の見直しについて・・・・・・・・・・(P 4)

### ■建築確認制度の手続き

- 意見 6 ◆計画変更確認申請のあり方について・・・・・・・・・・(P 5)
- 意見 7 ◆計画変更と大臣認定の「軽微な変更」について・・・・・・・・・・(P 6)
- 意見 8 ◆超高層建築物に接続する地下連絡通路や付属棟の取扱い・・・・・・・・・・(P 7)
- 意見 9 ◆計画変更と消防同意について・・・・・・・・・・(P 7)
- 意見 10 ◆大臣認定の審査期間・・・・・・・・・・(P 7)
- 意見 11 ◆旧法 38 条大臣認定を取得した建築物の取扱いについて・・・・・・・・・・(P 8)
- 意見 12 ◆大臣認定を取得した建築物の竣工後の間仕切り変更について・・・・・・・・(P 9)
- 意見 13 ◆改修設計等における建築士の資格の明確化・・・・・・・・・・(P 9)
- 意見 14 ◆確認済証等が失効した具体的な事例の公表・・・・・・・・・・(P 9)

### ■仮使用承認制度

- 意見 15 ◆仮使用承認の円滑化について・・・・・・・・・・(P 10)

### ■昇降機、遊戯施設の建築確認の審査

- 意見 16 ◆昇降機等の確認申請における設計者資格について・・・・・・・・・・(P 11)

### ■新技術の円滑な導入に向けた仕組みの検討

- 意見 17 ◆新技術導入に関する手続きの簡素化について・・・・・・・・・・(P 12)

## ■構造計算適合性判定における審査方法・審査体制

### 意見 1 ◆構造適判に関する事前相談の推進

#### 意見

○申請者から事前相談の希望があった場合、適判機関がそれにこたえられるような仕組みとしていただきたい。

#### (理由)

○今までに提出した意見書でも説明したが、構造計算というものも設計の一部であり、設計には創造的な要素が少なからずあるのであるから、適判員の指摘が設計の根幹に及ぶような場合は、適判員も設計変更のプロセスに関与する事になる。構造計算適合性判定のプロセスでは設計者と審査側のコミュニケーションは必須である。

○明らかなミスは論外としても、適判員との協議によっては、構造設計において軽微とは言えない変更をせざるを得ない場合も考えられる。そのような変更が、事業予算がほぼ確定している確認申請提出後の段階で生じるということは、設計者のみならず発注者側にとっても大きなリスクである。そのようなリスクを回避するためにも、本申請前の事前相談において基本的な事項の摺り合せを済ませておく必要がある。

○事前相談を活用することでより適正且つ円滑な審査が行えるとともに、申請者の技術力向上や審査判定基準の明確化・公正化につながることも期待できると考える。

### 意見 2 ◆構造適判機関の指定の合理化— 1

#### 意見

○構造適判機関の指定申請に対する不受理要件を明確にし、合理的な理由がない限り指定をすることとしたい。

#### (理由)

○今までの部会でも意見があった様に、制度本来の運用をすべきである。指定申請を不受理とした県の数は 13 県と決して少なくなく、しかも不受理の理由には合理性が欠けていると思われるものもある。

○既に指定されている適判機関との健全かつ適正な競争を確保するためにも、申請があった場合には、原則として受理するよう指導していただきたい。

### 意見 3 ◆ 構造適判機関の指定の合理化ー 2

#### 意見

○指定確認検査機関と同様に、県指定のほか複数の県をまたがって業務を行う全国指定ルートを設定していただきたい。

(理由)

○構造に関する必要な知識・技術は特殊なものを除き基本的には全国的に大きな違いはなく、ある地域で認められた設計手法は他地域でも利活用されるべきである。

○全ての都道府県に構造種別ごとに高度な技術力を有する専門家を確保し維持することは容易でなく、むしろ全国的に確保して活用する方策が現実的で効率的である。

○複数の適判機関があるものの業務範囲の制限から実質的に選択肢が無い府県が 15 ある。このような地域では業務範囲を設けないようにするなど、選択肢を広げられるよう指導していただきたい。

○これらにより、一部の都道府県で適判機関の数が不足している地域格差の解消が期待できると思われる。

### 意見 4 ◆ 構造適判と建築確認の同一機関での審査を可能とする制度の創設

#### 意見

○適判機関と確認検査機関の双方の指定を受けている民間機関は、同一案件の構造適判と確認審査を行なえるものとしていただきたい。

(理由)

○構造適判制度の目的は、従来の確認検査機関では構造関係の審査に必要な技術力が不足していたため、必要な技術力(適判員)を備えた構造適判機関が審査を補完することとしたものである。構造関係の審査能力を備えた確認検査機関においては、同一案件であっても建築確認と構造適判を別の責任ある者がそれぞれの立場で行えば、適正な審査が可能である。

○都道府県知事自らが構造適判を行う場合は、同一組織内で別の担当者が確認審査と構造適判を分担して適正に審査する事になるが、民間機関の場合でも、みなし公務員としての行動規範が求められている適判員が同様に公正な審査を行えない理由はないと思われる。

○構造関係規定の審査では確認検査員と適判員の業務分担が定められており、一部の審査項目については両者が審査する制度になっているが、このような確認検査員と適判員とによるダブルチェックを有効に機能させて合理的な審査を行うためには、両者が適切に連携して整合のとれた判定を行う必要がある。同一機関内であればこれらの連携がより効率的に行える。

○第 6 回の部会資料 3 の 3 ページ「適判における審査方法・審査体制」の中で、「平成 22 年 3 月の運用改善で建築確認と適判の並行審査が導入されたが、図面の不整合等審査の手戻りがあった場合の事務審査が煩雑なため、慎重な対応している機関がある」ことや、「国交省が、建築主事等と適判機関が共同で事前相談を実施するよう要請しているにもかかわらず、遠隔地にある等の理由から、共同事前相談はほとんど実施されていない」ことが指摘されている。このような状況は、たとえ同一機関であっても、確認審査と適判を別の責任ある者がそれぞれの責任を明確にして実施することで改善されるのであり、きめ細かな審査も可能となる。

## ■構造計算適合性判定の対象

### 意見 5 ◆構造適判の対象建築物の見直しについて

#### 意見

- 今後の検討となっている小規模建築物はどのような規模を想定しているのか、用語を整理しつつ明らかにして議論していく必要があると考える。
- 構造設計一級建築士制度が適合性判定制度の施行後に制定されていることを鑑み、構造設計一級建築士が自ら設計、若しくは法適合確認した建物に対し、小規模の建物に関しては、その設計の難易度が低いことより判断し、適合性判定を不要とする等の見直しが必要であると考え。

#### (理由)

- 小規模建築物、若しくはエキスパンションジョイントで構造的に分離された小規模な部分の定義がはっきりせず、共通認識となっていない。第6回部会資料3の16ページでは木造3階建てや鉄骨造3階建てなど小規模建築物としているが、17ページでは、これらの例示となった建築物は中規模建築物若しくは大規模建築物にもなるもので、小規模建築物はいわゆる構造計算不要のカテゴリーになるものとされている。
- 小規模建築物の線引きの一例として、建築基準法施行令第38条に示されている基準を参考にした「高さ13m以下かつ延床面積3000㎡以下」等を参考にして検討する事が考えられる。

## ■建築確認制度の手続き

### 意見6 ◆計画変更確認申請のあり方について

#### 意見

- 計画変更を要しない「軽微な変更」の対象範囲の更なる拡大をご検討いただきたい。
- 軽微な変更該当しない内容の変更についても指定確認検査機関でも可能な計画変更で代わる簡易な手続き（例えば「変更事項報告書」の提出等）により工事の継続を認め、中間・完了検査前にまとめて計画変更を行うことができるようにしていただきたい。

#### (理由)

- 工事中に生じる計画の変更で、下記のような例では、僅かな計画変更であっても「軽微な変更」に該当しないため、計画変更確認申請を提出しなければならず、申請者および審査者の負担になっている。
  - ・主要構造部に該当する間仕切壁の位置の変更  
例) 面積区画を構成する防火区画壁の位置の変更であっても、防火区画面積は「明示すべき事項」とされている為、規制範囲内である事は容易に判断出来ると考えます。
  - ・日影図による再検討や天空率の再計算  
例) 日影図の場合、変更前・変更後の日影図を見比べれば、日影規制に適合しているか否かの判断は容易に可能であると考える。
  - ・避難安全検証法や耐火性能検証の再検討  
例) ・「建築確認手続き等の運用改善マニュアル(平成22年3月)」では避難安全検証法を適用している場合でも「計画変更の影響が居室避難の範囲を超えず、居室避難の成立が容易に確認できる場合」は「軽微な変更」としているが、「建築確認手続き等の運用改善(第2弾)」で示されている間仕切壁の位置の変更に対する「軽微な変更」の事例で、避難安全検証法の検討を要する場合は「軽微な変更」から除外されており、計画変更確認申請が必要とされている。
    - ・ルートBは告示に示された計算方法に沿って検証するものであり、「高度な計算や検討」には該当せず、計算結果の確認は容易に行えると考える。
  - ・建築基準法施行規則第3条の2で規定している「軽微な変更」のうち、下記の掲げる様な内容の変更は避難安全検証に影響がない、或いは検証上明らかに安全側である変更であると考えられる。  
例) ・敷地面積や階数、建物高さの変更(低くなる場合に限り)
    - ・居室面積や避難経路に変更がない場合の建築面積や床面積の合計の減少
    - ・居室の天井高さが高くなる変更
    - ・在館者密度や発熱量が変わらない、若しくは減少する場合の部屋の用途の変更、等
  - ・建築基準法施行規則第3条の2で規定している「軽微な変更」には該当しない変更であっても、下記に掲げる様な内容の変更は、検証上、危険度が増大しないと考えられる。  
例) ・居室～廊下～階段までの避難ルートに関係しないパイプシャフトやトイレ等の火災の発生の恐れのない空間の間仕切り壁の位置の変更
    - ・居室の避難扉の高さが低くなる変更
    - ・歩行距離が短くなる場合の扉位置の変更、等

## 意見 7 ◆計画変更と大臣認定の「軽微な変更」について

### 意見

- 大臣認定の「軽微な変更」に該当する範囲の更なる拡大をご検討いただきたい。
- 大臣認定の「軽微な変更」に該当する場合は性能評価機関への届出のみとする等、審査期間の短縮化をご検討いただきたい。

### (理由)

- 国住指第 4942 号（平成 23 年 3 月 25 日）で大臣認定の「軽微な変更」について技術的助言が公表されているものの、その適用範囲は狭く、有効に活用できない場合が多い。また、手続き的には軽微な変更ではない場合と同等な手続きが必要であるため、審査期間の短縮効果が少ない。

例) ・大臣認定の「軽微な変更」に該当ものとして、「告示 1441 号に基づいた検証を行った部分で計算結果によらずに確認できるもの」とされているが、大臣認定を受けた計画の場合、告示で定められた方法によらない検証を行っている場合が多く、「軽微な変更」には該当しない事になる。

- ・大臣認定取得時の検証方法で変更部分の検証を行ない、避難上の支障が発生しない事を確認する事になる為、計算方法が告示で定められた方法によるものか否かは安全性を確認する上での障害になるものではないと考えます。また、性能評価機関においても大臣認定取得時の検証方法の適用範囲内であること確認しております。

- 建築基準法施行規則第 3 条の 2 で規定している「軽微な変更」のうち、下記の掲げる様な内容の変更は避難安全検証に影響がない、或いは検証上明らかに安全側である変更であると考えられる。

例) ・敷地面積や階数、建物高さの変更（低くなる場合に限る）

- ・居室面積や避難経路に変更がない場合の建築面積や床面積の合計の減少
- ・居室の天井高さが高くなる変更
- ・安全性が向上する場合の材料等の変更（準不燃材料⇒不燃材料、防火設備⇒特定防火設備、等）
- ・在館者密度や発熱量が変わらない、若しくは減少する場合の部屋の用途の変更、等

- 建築基準法施行規則第 3 条の 2 で規定している「軽微な変更」には該当しない変更であっても、下記に掲げる様な内容の変更は、避難安全検証上、危険度が増大しないと考えられる。

例) ・居室～廊下～階段までの避難ルートに関係しないパイプシャフトやトイレ等の火災の発生の恐れのない室間の間仕切り壁の位置の変更

- ・居室の避難扉の高さが低くなる変更
- ・歩行距離が短くなる場合の扉位置の変更、等

- 時刻歴応答解析性能評価においても、建築基準法施行規則第 3 条の 2 で規定している「軽微な変更」のうち、下記に掲げる様な内容の変更は性能検証に影響がない、或いは、明らかに安全側である変更であると考えられる。

例) ・基礎杭の位置の変更、及びそれに伴うフーチング、基礎梁の変更

- ・二次部材の変更（全体架構の構造計算とは別に、その部分ごとに許容応力度計算を行う部分については、許容応力度に対して余力がある事が判断出来る場合は、部材断面が小さくなる場合も軽微な変更として認める。）
- ・強度、耐力が減少しない、又は許容応力度に対して余裕がある事を判断出来る範囲の部材断面寸法の変更、配筋等の配置の変更、設備等の変更に伴う壁の開口部の変更
- ・強度、又は耐力が減少しない材料の変更
- ・施工時荷重に対する仮設補強
- ・地下階の雑壁の変更
- ・逆打工法の採用に伴う変更

意見 8 ◆超高層建築物に接続する地下連絡通路や低層の付属棟の取扱い

意見

○超高層建築物に接続する構造的に縁が切れた地下連絡通路や、地上階は高層棟と分離している低層の付属棟については、構造分野の大臣認定の範囲から除外する事をご検討いただきたい。

(理由)

○超高層建築物に接続する構造的に縁が切れた地下連絡通路や、地上階は高層棟と分離している低層の付属棟の部分の構造安全性については、確認申請の中で構造審査を行う事が可能であり、時刻歴応答解析は不要であると考えられる。

意見 9 ◆計画変更と消防同意について

意見

○消防の審査に影響を及ぼさない構造関係の計画変更等では、消防同意の手続を経ず、通知等の簡易な手続きで確認済証を交付出来る制度をご検討いただきたい。

(理由)

○構造関係のみの計画変更であっても、現行では消防同意が必要である。

○構造関係のみの計画変更の場合、消防が審査する内容がないと考えます。

意見 10 ◆大臣認定の審査期間

意見

○技術的な審査は、指定性能評価機関で行っているため、大臣認定取得のための国土交通省内部の書類審査期間の更なる短縮化をご検討いただきたい。

○確認申請に要する期間と同様に、明確な大臣認定期間を定めるようご検討いただきたい。

(理由)

○新規案件の場合、指定性能評価機関に評価を申し込み後、大臣認定取得までに概ね 5~6 ヶ月要する場合がある。

○指定性能評価機関による性能評価書の発行後の大臣認定期間が不明確であり、工事着手時期が定まらず、工事工程に大きな支障をきたす場合がある。



## 意見 1 1 ◆旧法 38 条大臣認定を取得した建築物の取扱いについて

### 意見

○旧法 38 条大臣認定を取得した建築物の既存不適格部分については、以下に掲げる様な対策がとれないかご検討いただきたい。

①旧 38 条大臣認定の認定内容に直接かかわる部分の改修を行う場合

⇒性能評価の対象範囲を改修部分に限定して適用する事が出来る様にするなど、性能評価の部分適用を可能にする。

②上記の①以外の部分を改修する場合

⇒改修部分は法第 86 条の 7 あるいは法第 87 条に沿って対応する事とし、大臣認定の認定内容に直接かかわる部分については引き続き既存不適格とする。

○平成 24 年度の国土交通省建築基準整備促進事業において、「防火・避難対策等に関する実験的検討」として、旧 38 条により大臣認定を受けた建築物に対する検討が行われているが、実際に運用出来る様、検討を進めていただきたい。

### (理由)

○建築基準法旧 38 条による大臣認定を取得した建築物の既存不適格項目のうち、現行法では適用除外出来ない規定がある建築物の場合、増改築や用途変更を断念せざるを得ないケースがある。

例) ・床面積 3000 m<sup>2</sup>を超える大規模なアトリウムの面積区間免除

⇒現行法に適合させるべく床面積 3000 m<sup>2</sup>以下に防火区画する事が物理的に困難な場合が多い。

・無耐火被覆の FR 鋼をアトリウムの一部に使用

⇒現行法に適合させるべく耐火被覆を施す事になるが、改修工事が大掛かりになり、建築主の費用面の負担が大きい。

・非常用エレベーター乗降ロビーの加圧排煙設備

⇒加圧排煙設備については告示が制定されたが、大臣認定を受けて採用されているシステムは告示に適合するものが極めて少なく、外壁に避圧口を設ける等の大規模な改修が必要となる場合が多い。

○テナントビルにおいて、店舗の用途変更が課題となり、テナント誘致を困難にする要因の一つとなるなど、具体的な問題も発生している。

○確認申請を伴わない改修工事においても、大臣認定内容の変更に伴い、現行の規定に基づく大臣認定の再取得が必要となる。

○上記の問題点から、膨大な建築ストックの活用が出来ず、競争力の低下や災害対応の為の改修などの動きを阻害していると考えられる。

○性能検証で適用除外とできる規定であっても、建物全体（あるいは階）単位で性能検証を適用する事になる為、改修工事を行う範囲外の仕様規定に適合している居室等も検証する事になり、検証結果に適合させる為の工事が必要になる場合がある。

また、これらの改修工事は建物を使用しながら実施する事が多く、

①改修工事を行わない既存のテナントへの影響を考慮し、改修を断念する場合もある。

②避難施設に係る部分の改修工事を行う場合は、工事期間中の避難安全性の確保に問題が発生する場合も想定される。

例) ・避難経路に面する部分の扉を防火設備に改修

・居室の出口の増設

・避難階段に前室を設置

意見 1 2 ◆大臣認定を取得した建築物の竣工後の間仕切り等の変更について

意見

○頻繁に発生する可能性のある間仕切り変更においては、大臣認定取得時の検証方法に基づいて簡易な方法により変更手続きが完了できる制度をご検討いただきたい。

(理由)

○避難安全検証や耐火性能検証等、大臣認定を取得した建築物において、竣工後に間仕切り変更が生じた場合は原則、大臣認定の再取得が必要となる。

○間仕切り変更に備えて「あらかじめ検証」を行って大臣認定を取得している場合もあるが、具体的な要望のない時点で間仕切りを想定せざるを得ない状況であり、実際のテナント要望に応じた間仕切り変更を網羅する事は不可能な状況にある。

意見 1 3 ◆改修設計等における建築士の資格の明確化

意見

○改修設計等における建築士の資格を明確化していただきたい。

(理由)

○耐震改修や用途変更等が建築工事に占める割合は年々高まっているが、建築士法第3条～第3条の3では新築、増築、改築、大規模の修繕若しくは模様替えに限定した建築士の資格を定めており、建築物の性能や使われ方に大きな影響を及ぼす耐震補強や用途変更等の改修設計における建築士の資格については、明確に定められていない。実態を踏まえた規制が必要と思われる。

意見 1 4 ◆確認済証等が失効した具体的な事例の公表

意見

○確認済証等が失効した具体的な事例について提示していただきたい。

(理由)

○現行制度は民間確認検査機関が発行した確認済証や中間検査合格証、検査済証に対して、特定行政庁のチェックにより失効できるシステムとなっている。極端な例としては建物完成後に失効した例もあるのではないかと聞いている。

○一旦発行された確認済証等が期限を定めずに失効が認められるようでは、確認検査制度そのものに対する信頼性の低下をはじめとするわが国の建築生産システム全般の根幹が揺らぎかねないことから、この問題を重大に受け止め、議論の前提になる失効に至った経緯等の具体的な事例について調査してご提示いただきたい。

## ■仮使用承認制度

### 意見 1 5 ◆仮使用承認の円滑化について

#### 意見

○指定確認検査機関でも仮使用承認を行なうことができるようにしていただきたい。そのため、指定確認検査機関にも裁量性のある判断権限を与えることや、裁量の必要性の無い事項の確認で済むレベルの案件に対しては仮使用承認できるような方策をご検討いただきたい。

#### (理由)

○昨今では、テナント未入居による仮使用承認取得だけでなく、老朽化した既存建築物の機能を生かしながら建替を行う計画が増加しており、複数回にわたって仮使用承認の検査を受ける必要があるケースも増えている。

○平成 23 年度の全確認件数のうち、約 8 割を指定確認検査機関が担っているという現状があるが、現在は、指定確認検査機関は仮使用承認を行うことができないこととされている。当該建築物について予備知識のない特定行政庁が判断しているのは不合理と考えられる。

○第 6 回部会の資料 3 の 26 ページには「仮使用承認の審査基準のうち、③（防火管理体制等が適切に計画されていること）については、個別に裁量性のある判断が必要」とされているが、この内容については消防も審査を行っており、裁量性のある判断を指定確認検査機関だけが行う事にはならないと考えられる。

## ■昇降機、遊戯施設の建築確認の審査

意見 16 ◆昇降機等の確認申請における設計者資格について

### 意見

○昇降機等のメーカーにおける製造者責任の範囲を定め、設計者と製造者の責任範囲を明確にしていたきたい。

(理由)

- 昇降機等の確認申請は、建築物本体の確認申請とは別に、昇降機メーカーが提出している。
- 昇降機自体に関する機能、機構が高度かつ複雑化してきている中で、設計者等はその技術的内容を把握する事は困難であるとともに、昇降機メーカーから十分に技術的詳細が開示される状況にもない。
- 昇降機等の構造に係る部分の設計は昇降機メーカーによって設計されており、昇降機メーカーから提示された建物本体に作用する荷重条件を建物本体や支持材に反映して検討を行っているのが実情。
- 建築確認申請においては、昇降機メーカーにて作成した仕様書・昇降機の平面・断面図を添付し、建築図等に施行規則第1条の3第4項に規定する昇降機の昇降路の周壁及び開口部の位置・構造を明示するとともに、オーバーヘッドやピット深さ、機械室や昇降路の寸法等を記載している。

## ■新技術の円滑な導入に向けた仕組みの検討

### 意見 17 ◆新技術導入に関する手続きの簡素化について

#### 意見

○性能基準が建築基準法上明確になっていない新構造や新材料について、基準整備に係る手続きを簡略化し、迅速な実施適用ができるようご検討いただきたい。例えば、海外での実績を以って性能評価試験の一部を代用するなどの簡略化ができないかご検討いただきたい。

#### (理由)

○例えば、フィルム材料は、ドイツ W 杯や北京五輪のメインスタジアムに採用されるなど注目を浴びている材料であるが、国内での使用は認められていない。国内でも使えるように告示化に向けての動きも見られるが、見通しはたっていないようである。